

補3 教員免許の更新制度をめぐって

現在、教育に関する関心度はかなり高いと言ってよいだろう。教育基本法の改正に始まり、小学校への英語教育導入など枚挙にいとまがない。しかし、その中で、教員免許の更新制度に関する問題も文部科学省内で進められているのである。これは現場の教員にとって、また、教員養成校にとってみると、非常におおきな問題である。ここで、平成18年7月11日に文部科学省中央教育審議会より発表された『今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）』を取り上げ、特に教員免許の更新制度について考察してみたい。

1 教員免許の更新制度の流れ

教員免許の更新制度は教員の資質向上の考え方の中から出てきた結果である。教員が大量に必要であった時代から質の向上が求められてきた時代にあつては、当然の結果とも言えるが、この10数年程の流れをあらためて時系列で見てみよう。

- 1991年 4月 中央教育審議会「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）」
- 1997年 7月 教育職員養成議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」
- 2000年 12月 教育改革国民会議「教育を変える17の提案」
- 2001年 4月 中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について」（諮問、文部科学大臣諮問理由説明）
- 2001年 11月 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「今後の教員免許制度の在り方について」中間報告についての部会案の審議
- 2001年 11月 中央教育審議会初等中等教育分科会「今後の教員免許の在り方について」中間報告についての部会案の審議
- 2002年 2月 中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について（答申）」
- 2002年 2月 中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について」
- 2003年 12月 中央教育審議会総会「今後の教員免許制度の在り方について」中間報告案の審議（文部科学大臣諮問）
- 2004年 10月 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」
- 2005年 3月 中央教育審議会初等中央教育分科会教員養成部会に「専門職大学院ワーキンググループ」「教員免許制度ワーキンググループ」を設置
- 2005年 6月 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について（議論のたたき台）」
- 2005年 10月 中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造（答申）」
- 2006年 7月 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」
- 2006年 10月 教育再生会議設置
- 2006年 12月 教育基本法改正

ここでは特に、2004年10月 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」について、まず「理由」について見ておきたい。

教職は、人間の心身の発達にかかわる専門的職業であり、その活動は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えるものである。

近年、学校教育が抱える課題は、一層複雑・多様化してきている。直面する教育課題に対応し、21世紀を切り拓（ひら）く心豊かでたくましい日本人を育成する観点から、「人間力向上」のための教育改革を着実に進めていくためには、教員の果たす役割が極めて重要であり、保護者や国民の期待も益々高まってきている。

信頼され、安心して子どもを託すことのできる学校づくりを進めていくためには、優れた資質能力を有する教員を養成・確保していくことが不可欠であることから、これからの社会の進展や将来の学校教育の姿を展望しつつ、今後の教員養成・免許制度の在り方について、幅広く検討することが重要と考える。

当面、次の事項について検討する必要がある。

- (1) 教員養成における専門職大学院の在り方について
- (2) 教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について⁽¹⁾

とある。本稿で注目している教員免許更新制度については以下の通り説明している。

第二は、教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入についてであります。

現在、教員免許制度は、教育職員免許法に基づき、学士の学位等一定の基礎資格を有し、大学等の教職課程において所要の単位を修得した者に対して、終身有効の教員免許状を授与する制度となっております。

これまで、教員免許制度については、教育職員養成審議会等の答申を踏まえて、専修免許状の創設や教員免許状の取得に必要な単位数の引き上げ、教職に関する科目の充実等、教員の資質能力の向上に関わる様々な改善を図ってきたところであります。

一方、現在の教員免許制度については、教員免許状の授与に際して、実際の教科等の指導力や適格性等を含めた教員としての全体的な資質能力は必ずしも十分に判断されていないこと、また教員採用者数に比べて、教員免許状取得者数をはるかに多く、この中には教職を志望しない者も少なからず含まれていることなどが指摘されております。

このような現状や課題等を踏まえ、教員免許状が教員として必要な資質能力を確実に保証するものとなるようにするとともに、教員一人ひとりが常に緊張感を持って、自己の資質能力の向上のために一層研鑽を積むようにするためには、教員免許制度を改革し、教員免許更新制を導入すること等について、検討する必要があると考えております。

具体的には、①教員免許更新制の導入の意義及び位置づけ、②教員免許状の授与の仕組みや更新手続きなど教員免許更新制の具体的な制度設計、③教職課程の履修状況を十分に判断した上で教員免許状を授与するための方策、④学部段階の教職課程の改善・充実方策、⑤教職課程の認定に係る審査等の見直し、⑥教員免許状の種類の内、⑦教員免許状と教員の処遇との関係等を中心に御検討をお願いいたします。⁽²⁾

上記の諮問を受けて、本格的な審議等があり、2006年7月11日の「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」の発表となったのである。本稿では教員免許更新制度を中心に扱うことになるが、同答申の「はじめに」の中で、

近年、子どもたちの学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、社会性の不足、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育における課題は、一層複雑・多様化するとともに、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）や高機能自閉症等の子どもへの適切な支援といった新たな課題も生じてきている。⁽³⁾

とあるように、子ども達への支援が多様化していることも教員の負担や多忙化の大きな一因となっていることも触れておきたい。

2 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」

2006年7月11日の「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」の内容はおもに2つに大別される。

I 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方

- 1 これからの社会と教員に求められる資質能力
- 2 教員をめぐる現状
- 3 教員養成・免許制度の改革の重要性
- 4 教員養成・免許制度の現状と課題
- 5 教員養成・免許制度の改革の方向

II 教員養成・免許制度の改革の具体的方策

序 教員に対する揺るぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進

- 1 教職課程の質的水準の向上

- 2 「教職大学院」制度の創設
- 3 教員免許更新制の導入
- 4 教員養成・免許制度に関するその他の改善方策
- 5 採用、研修及び人事管理等の改善・充実
- 6 教員に対する信頼の確立に向けて

まず「Ⅰ 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方」の「1 これからの社会と教員に求められる資質能力」について注目しておきたい。

① いつの時代にも求められる資質能力

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力等

② 今後特に求められる資質能力

地球的視野に立って行動するための資質能力（地球、国家、人間等に関する適切な理解、豊かな人間性、国際社会で必要とされる基本的資質能力）、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力（課題探求能力等に関わるもの、人間関係に関わるもの、社会の変化に適応するための知識及び技術）、教員の職務から必然的に求められる資質能力（幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解、教職に対する愛着、誇り、一体感、教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度）

③ 得意分野を持つ個性豊かな教員

画一的な教員像を求めることは避け、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、全教員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図ることが大切であること⁽⁴⁾

これに加えて、2005年10月の「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」における優れた教員の条件の3つの要素「教職に対する強い情熱」「教育の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」を取り上げている。今回の答申は初等中等教育における教員を同時に取り扱っている点にも具体性に欠けるのではないと思われる。教員の資質という点では、初等中等教育も共通することであろうが、教科の専門性ということになれば、初等教育に携わる教員と中等教育に携わる教員の意識は大きく異なるはずである。これを単に「得意分野を持つ個性豊かな教員」として片付けてしまうあたりにも無理があるように思える。

さらに、「教員をめぐる現状」では「学校教育における課題の複雑・多様化と新たな研究の進展」に中にもあるが、学校へLD、ADHDは自閉症等の子ども達への対応を求めているのだが、実際には現場の教員が対応することになるだろう。こうしたことに対する対応の研修も必要であろうが、スクールカウンセラー等の配置の法的な整備などが行われるべきではないだろうか。それにはスクールカウンセラーを配置できるだけのカウンセラーの養成が必要である。また、障害者との統合教育が進められれば進められる程、教員+カウンセラーの資質が求められるようになるかもしれない。統合教育とは以下の通りである。

これまでの障害児教育では、障害児は健常児から切り離され、特殊教育という形で、専門性を持った教員による特別な教育が障害児に対して行われていた。統合教育は、そうしたこれまでの障害児・健常児の分離を統合へと転換し、障害児観を変革して、障害児への差別意識を取り除こうとするものである。北米やオーストラリア、ニュージーランドではかなり以前から統合教育が試行的にすすめられていた。それが、1994年スペインのサラマンカにおいて開催された「特別ニーズ教育に関する世界会議（スペインとユネスコの共催）で採択されたいわゆるサラマンカ宣言で、これからの教育改革の一般的方向として国際的にも確認されたのである。⁽⁵⁾

教育現場では当然、生徒指導も重要であるが、「生徒指導」への多忙化もあり、実際には十分な「教科指導」ができないといっているかもしれない。これは何よりも「教材研究」などが十分にできる時間的な余裕が少ないということだ。こうした「教員の多忙化」については、

社会の変化への対応や保護者等からの期待の高まり等を背景として、教員の中には、多くの業務を抱え、日々子どもと接しその

人格形成に関わっていくという使命を果たすことに専念できずに、多忙感を抱いたり、ストレスを感じる者が少なくない。⁽⁶⁾

とある。文末が「少なくない」としているが、こうした文言だけで片付けてしまう点から見ても教育現場を本当に理解しているのか疑問も残る。

更新制度には教員の資質向上を求める内容になっているが、真の狙いはどこにあるのだろうか。ここでまず考えられるのは、いわゆる指導力不足教員の扱いが考えられる。次に、ペーパーティチャーを今後どう考えいくかということがその背後に見て取れる。基本的な考え方には「更新制は、いわゆる不適格教員の排除を直接の目的とするものではなく」⁽⁷⁾との記述があるが、文面から背後にあるものを読み取れる。大学の教員の場合には、特に、大学設置基準や短期大学設置基準などの自己点検・自己評価などの義務化によって、かなり教員としての資質向上が強く求められるようになった。今回の免許更新制度はいわゆる幼稚園教諭から高等学校までのいわゆる初等中等教育に関する教員が対象ということになる。

ここで、2006年7月11日の「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」に関する報道を見てみたい。インターネット上で報道されたものを取り上げておきたい。

7月11日（火）17時59分（共同通信）

教員免許更新制導入を答申 08年度以降実施へ

教員の資質向上策を検討してきた中教審（鳥居泰彦会長）は11日、10年ごとの講習を修了しないと免許が失効して教員を続けられなくなる「免許更新制」の導入と、教員の再教育や即戦力となる新人教員を養成する「教職大学院」の創設などを小坂憲次文部科学相に答申した。文部科学省は2007年の通常国会に教員免許法改正案を提出する。更新制実施は08年度以降となる見通し。教職大学院は07年度から設置申請を受け付け、08年度に第1号が誕生するとみられる。

答申によると、更新制は、時代の変化に応じて教員の資質、能力を刷新することが目的。免許に10年の有効期限を新設し、期限切れ前に最低30時間程度の講習を大学などで受け更新する。⁽⁸⁾

（2006年7月12日 読売新聞）

中教審教員免許更新制を答申

文部科学相の諮問機関・中央教育審議会は11日、教員免許更新制の導入や教員養成の専門職大学院「教職大学院」の創設などを盛り込んだ最終答申をまとめ、小坂文科相に提出した。

教員免許更新制は免許の有効期限を10年とし、期限満了前に30時間程度の講習を受けることで、更新される仕組み。文科省は制度改正や準備期間を経て、数年後には実施に踏み切る方針。教職大学院は、優れた新人教員や、学校現場で中核を担う現職教員の育成が狙いで、教科指導や学級経営の理論や実践について専門的な教育を行う。2008年4月の開校を目指す。

このほか答申では、大学の学部段階に新たな必修科目「教職実践演習（仮称）」を設けるなど、教職課程の質の向上も提言した。教員免許更新制の導入や教職大学院の創設は、指導力不足教員の増加などによる国民の教員不信の高まりを受け、中山前文科相が04年、中教審に諮問した。⁽⁹⁾

マスコミが特に反応しているのは、「指導力不足教員の増加」といったところではないだろうか。こうした問題は教員免許状の付与の仕方にも課題は残るが、教員自身の自覚、あるいは採用側の基準、また採用後の研修等も大きな課題が残るといったところだ。

3 免許更新制度

現場の教員（現職の教員）という立場から今回の答申を見ると、「Ⅱ 教員養成・免許制度の改革の具体的方策」のうち、免許制度の改革は大きな影響を与えるものである。基本的な考え方は以下の通りである。

（1）導入の基本的な考え方

①導入の必要性及び意義

②更新制の基本的性格

（2）具体的な制度設計

- ①基本的な考え方
- ②教員免許状の有効期限
- ③更新の要件と免許更新の実施主体
- ④免許更新講習の在り方
 - i) 講習の開設主体と国による設定
 - ii) 講習内容と修了の認定
 - iii) 受講時期と講習時間
 - iv) 講習の受講の免除等
- ⑤教員免許状の失効と再授与の在り方
- ⑥教員免許状の種類ごとの更新制の取り扱い
- ⑦複数の教員免許状を有する者の扱い
- ⑧教員となる者及びペーパーティーチャーの取り扱い
- (3) 現場教員を含む現に教員免許状を有する者への適用
 - ①適用についての基本的な考え方
 - ②現職教員及びペーパーティーチャーの取扱い
- (4) 更新制等の円滑な実施のために⁽¹⁰⁾

必要性を説明する内容として気になるところは、

例えば、子どもの学ぶ意欲や学力・体力・気力の低下、様々な実体験の減少に伴う社会性やコミュニケーション能力の低下、いじめや不登校等の学校不適応の増加、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）や高機能自閉症等の子どもへの適切な支援といった新たな課題の発生等、学校教育をめぐる状況は大きく変化⁽¹¹⁾

を取り上げていることだ。この内容は8つある内容の2番目に位置している。もちろん、教科に関する指導力も大きな問題であるが、上記の内容をかなり重点的に取り上げていることは、教員全体にいわゆる生徒・児童の「カウンセラー」としての役目を重視するということになる。しかもその内容はスクールカウンセラーが本来重点的に扱うべき内容であると言っても過言ではない。また、こうした内容は生徒・児童対教員ではなく、家庭との連携が必要であり、いわゆる学級担任にこうした内容を教科指導に加え、さらに負担をかけていくこと自体に学級担任への過負担を要求している傾向にあることも事実だ。しかし、統合教育を推し進めるのであれば、教員の資質にこうした内容が盛り込まれることになる。

また、教員免許の更新制には、免許状の有効期限を一律10年間、更新の要件には講習の受講などが入ってくる予定である。現職の教員についても適用方法がさらに検討されるだろう。実績等により免除ということもあるだろう。いずれにしても「④免許更新講習の在り方」が今後の大きな課題である。文部科学省が直接講習を行うこともできないであろうから、各都道府県教育委員会が実際には実施することになる。さらには教員養成校への協力を求める場合もあるだろう。このあたりも今後の検討が大いに必要である。これから教員になる者には、新たに「教職実践演習」（仮称）の履修が求められ、現在教員免許状保有者には更新制が導入されることになる。

4 教育再生会議からの提言

2006年10月に設置された教育再生会議は、12月に教員免許更新制度については、10年更新という中央教育審議会の答申をさらに厳格にした5年更新という考え方を示している。この背景には、教育再生会議が設置されて、2ヶ月余りの間に、「いじめ」やいじめが原因と思われる「自殺」なども相次ぐ一方、高等学校を中心とするいわゆる必修科目の未履修問題が大きな社会的な問題となるなど、教育問題が大きく取り上げられる事態となった。特に、「いじめ」と「自殺」に問題では、いじめた生徒の出席停止を巡って、2転3転するなど決して順調ではない。また、いじめの背景に教員による指導力不足、あるいは不適格教員の存在などもさらに浮上したことから、こうした不適格教員を現場から排除する目的で、教員免許更新制についても、5年更新制を表明したが、12月21日の中間報告（第1次報告）の骨子案では、更新年数については提言されていないなど、この問題についても決して順調

ではない。今後どのような中間報告、さらに答申を出していくのかが注目される。

5 「教員の資質」とは

これまで見てきたように更新制度ではいわゆる「講習」あるいは「研修」を受けることになるだろうが、「教員の資質向上」と講習や研修の内容が本当にマッチしているのかどうを検証してみる必要があるだろう。更新制度の趣旨は「学校種や教科種に関わらず、およそ教員として共通に求められる内容」⁽¹²⁾とあるので、実際には「教員の資質」が何かといったことをあらためて確認する必要があるだろう。文部科学省は「教員の資質向上」についてホームページ上で以下の様に発表している。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、その向上を図るために、養成、採用、現職研修の各段階を通じた体系的な施策の推進が重要です。

このため、文部科学省としては、大学における教員免許状を取得するための教員養成カリキュラムの改善を図るとともに、教員採用について、面接や実技試験の実施など人物評価を重視する方向で、各都道府県教育委員会等に改善を促しています。また、都道府県教育委員会等における教職経験等に応じた研修や社会体験研修の充実、教員の自主的な研修の奨励に努めています。さらに、独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域の基幹たる校長、教頭等を対象とする研修、喫緊の重要課題に関する研修等を実施しています。

また、教員一人一人の能力や実績が適正に評価され、それが人事や処遇に適切に反映されるような新たな評価システムの構築など教員評価の改善充実について各都道府県教育委員会等に取組を促しています。一方で、指導力不足教員が児童生徒への指導に当たることのないよう、指導力不足教員に関する人事管理システムの適切な運用を促しています。

さらに、今後、信頼される学校づくりを進めるためには、優れた教員の養成・確保が不可欠であることから、平成16年10月、中央教育審議会に対して、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」諮問を行ったところです。現在、中央教育審議会において、教員養成における専門職大学院の在り方や教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について、検討を進めています。⁽¹³⁾

ここから読み取れるものは、「教員の資質」が何かが明確化されていないことだ。また、「指導力不足教員」への対応も見えて取れる。文部科学省が示している「教員の資質」あるいは「教員の資質向上」について時系列的に示しておきたい。

1987年12月18日の教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策等について」には以下のようにある

学校教育の直接の担い手である教員の活動は、人間の心身の発達にかかわるものであり、幼児・児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものである。このような専門職としての教員の職責にかんがみ、教員について、教育としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とした実践的指導力が必要である。⁽¹⁴⁾

1998年12月10日の「養成と採用・研修との連携の円滑化について（第3次答申）」の「教員に求められる資質能力について」では「（1）いつの時代にも求められる資質能力」「（2）今後特に求められる資質能力」「（3）得意分野を持つ個性豊かな教員の必要性」が取り上げられている。その中の「（1）いつの時代にも求められる資質能力」を見てみよう。

教員の資質能力とは、第1次答申において示されているとおり、一般に、「専門的職業である『教職』に対する愛着、誇り、一体感に支えられた知識、技能の総体」といった意味内容を有するものと解される。

そして、学校教育の直接の担い手である教員の活動は、人間の心身の発達にかかわるものであり、幼児・児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものである。このような専門職としての教員の職責にかんがみ、昭和62年12月18日付け本審議会答申

「教員の資質能力の向上方策等について」（以下「昭和62年答申」という。）において示されているとおり、教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とした実践的指導力といった能力がいつの時代にも教員に求められる資質能力であるとする。⁽¹⁵⁾

2005年10月26日の「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」の中の「あるべき教師像の明示」を見てみよう。

○人間は教育によってつくられると言われるが、その教育の成否は教師にかかっていると言っても過言ではない。国民が求める学校教育を実現するためには、子どもたちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師を養成・確保することが不可欠である。

○優れた教師の条件には様々な要素があるが、大きく集約すると次の3つの要素が重要である。

- ①教職に対する強い情熱
- ②教育の専門家としての確かな力量
- ③総合的な人間力⁽¹⁶⁾

また、現在、文部科学省のホームページでは、初等中等教育局教職員課より『魅力ある教員を求めて』が発表されている。「教員に求められる資質能力」については以下のように記している。

これからの教育には子ども一人一人の個性を尊重するとともに、基礎・基本を確実に定着させ、自ら学び自ら考え、主体的に行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための、「健康や体力」などの「生きる力」を育んでいくことが重要となっています。このため、学校の直接の担い手である教員に次のような資質能力が求められています。⁽¹⁷⁾

具体的には、「いつの時代に求められる資質能力」＋「今後特に求められる資質能力」とあるが、後者に「教員の職務から必然的に求められる資質能力」が上げられ、さらに3つを上げている。

- ・幼児・児童・生徒や教育の在り方についての適切な理解
- ・教職への愛情、誇り、一体感
- ・教科指導、生徒指導のための知識、技能及び態度⁽¹⁸⁾

今取り上げた3つが「今後特に求められる資質能力」として敢えて取り上げられている点に大きな意味があるのだが、この3つはもともとは「いつの時代に求められる資質能力」と言ってもよいものだ。つまりこうした内容が現在の教員には不足しているから、教員養成の段階で「教職実践演習」を設けて、さらに免許更新制度を導入するという流れにはかならない。では、教職課程で設置される「教職実践演習」について見ておきたい。

「教職実践演習」は教員養成の改革のひとつである。教員養成という立場から今回の答申を見ると、「Ⅱ 教員養成・免許制度の改革の具体的方策」は3つの改革方策の基本理念に注目しておきたい。

- ① 教職課程の質的水準の向上——学部段階で教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせる——
- ② 「教職大学院」制度の創設——大学院段階でより高度な専門性を備えた力量を養成する——
- ③ 「教員免許更新性の導入——養成段階を終了した後、教員として必要な資質能力を確実に保証する——⁽¹⁹⁾

「教職課程の質的水準の向上——学部段階で教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせる——」はさらに6項目が上げられている。

- (1) 基本的な考え方——大学における組織的指導体制の整備——
- (2) 「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化——教員として必要な資質能力の最終的な形成と確認——
- (3) 教育実習の改善・充実——大学と学校、教育委員会の共同による次世代の教員の育成——
- (4) 「教職指導」の充実——教職課程全体を通じたきめ細かい指導・助言・援助——
- (5) 教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化
- (6) 教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実⁽²⁰⁾

ここでは「(2)『教職実践演習(仮称)』の新設・必修化——教員として必要な資質能力の最終的な形成と確認——」に注目しておきたい。これは特に教員養成校には大きな影響を与えるものとなる。もちろん、教育職員免許法施行規則等の改正も必要となってくるばかりではなく、各養成校は、教職課程の再課程認定等が必要となるだろう。では「教職実践演習」とはどんな内容を想定しているのだろうか。

教員として求められる4つの事項(①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 ②社会性や対人関係能力に関する事項 ③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項 ④教科・保育内容等の指導力に関する事項)を含めることとすることが適当である。⁽²¹⁾

こうした内容を役割演技(ロールプレーイング)、事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業などを取り入れ、4年次後期に設定するという計画である。では、これまでの「教職に関する科目」ではこれに対応できなかったのであろうか。これまで設置されているものとして、「教職概論」「教育原理」「保育原理」「学級経営論」「保育内容研究」「教科教育法」「生徒指導論」「保育指導論」等の科目がある。また、「教科に関する科目又は教職に関する科目」として「ボランティア」なども設置されている。今回の「教職実践演習」の内容を見ると、ポイントは「②社会性や対人関係能力に関する事項」と実施時期が「4年次後期」ということであろうか。授業として社会性や対人能力に関することを扱わなければならないのは、教職課程を目指す学生に限らず「コミュニケーション不足」から来るコミュニケーション能力の低下等が原因となっていると言ってよいのだろうか。私見では、「ボランティア」などの充実など、現行のものを強化することがまず先決ではないかと思う。内容的には必ずしも「教職に関する科目」というよりは、複合的な内容を抱えるだけに「教科に関する科目又は教職に関する科目」として独自に扱うべきではないかということだ。あるいは、「教職に関する科目」の「教師論」といったようなものをさらに充実させる、あるいは必修扱いにするなどの措置が適当ではないだろうか。今後の検討が待たれるところである。

教員の資質向上は、教員免許の更新制度や「教職実践演習」を新たに必修科目を増せば解決できるものではないだろう。その趣旨や内容が教員の資質向上に合致するかということが最大のポイントであろう。前述の「教員の職務から必然的に求められる資質能力」の中で、教科指導も生徒指導も同じ範疇でとられていることが大きな課題なのではないだろうか。「教科指導」の向上と「生徒指導」の向上とはその内容が大きく異なるはずである。

まとめ

2005年10月、教員免許の更新制度についての答申が発表されたが、これを実現させるためには、免許状を発行している各都道府県のエducational委員会がどのように推し進めていけるのかが大きな鍵を握ることだろう。もちろん主管は文部科学省であるが。すべての講習や研修を教育委員会で実施できるわけでもないだろう。となると、各教員養成校に対してどのようなことを求めてくるのか、気になるところだ。教員の多忙化という大きな問題を抱えながら、資質向上とはいえこうした更新制度を導入することによって、現場の現職教員にさらに多忙化を課すことになる。また、講習や研修をする側の準備はいったいどうなるのかなど、問題はまだまだ山積している。

2006年12月には教育基本法が改正され、教育振興基本計画には「教員免許更新は最優先課題」と伊吹文部科学大臣も述べている。教員の資質向上について反対するつもりはないが、講習や研修の内容についての検討は大いに議論を深めてもらいたいところである。時代にあった教員の資質を向上させるとすれば、情報化社会ということをかなり意識し、高等学校に新たに情報科を必修化したように、教員にもこうした教育機器に関する操作の徹底など、現実的なところはまだまだあるのではないだろうか。教員の方が、時代に残され、PCが全く利用できない、インターネットが使えない、メールが出来ない方が疑問が残るようなにも思える。あるいは統合教育へ耐えうる教員養成を行うのか、あるいは問題を抱える幼児・児童・生徒への支援をどこまで行うのか、いつにしてもある程度のガイドラインがなければ、何をさして教員の資質向上というのかははっきりして来ないだろう。文部科学省の言う「教員の資質」とは、教員となる者への人間性を扱うことになるのではないだろうか。教育職員となる心構え、あるいは職業観などの確立も重要な役割を果たすことになる。「教員の資質」とは何かをはっきりさせない限り、免許更新制度は単なる制度化に終わってしまうのではないだろうか。

注

- (1) 中央教育審議会『今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)』(中央教育審議会、2006年7月)、p.164。

- (2) Ibid., p.166.
- (3) Ibid., p.1.
- (4) Ibid., p.3.
- (5) 「統合教育とは何か 概要」(http://www.human.tsukuba.ac.jp/~tfujita/seminar_d/group_3/about_inc.html.)
- (6) Ibid., p.6.
- (7) Ibid., p.39.
- (8) 「共同通信」(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20060711-00000128-kyodo-soci>)
- (9) 「読売新聞」(<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/special/s03/20060712tvo1.htm>)
- (10) Ibid., pp.39-50
- (11) Ibid., p.39.
- (12) Ibid., p.42.
- (13) 「文部科学省ホームページ」(http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/54.htm)
- (14) 教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策等について」1987年12月18日)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/yousei/toushin/021201.htm)
- (15) 「養成と採用・研修との連携の円滑化について（第3次答申）」1998年12月10日)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/yousei/toushin/991201.htm)
- (16) 中央教育審議会『新しい時代の義務教育を創造する（答申）』文部科学省中央教育審議会、2005年10月26日）、p.19.
- (17) 文部科学省初等中等教育局教職員課『魅力ある教員を求めて』(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/miryoku/0307230/001.htm)
- (18) Ditto.
- (19) 中央教育審議会『今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）』, p.12.
- (20) Ibid., pp.13-21.
- (21) Ibid., p.14.